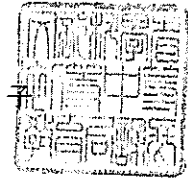




2 初健食第3号
令和2年4月16日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課長・学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長 殿
大学を設置する各学校設置会社担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
平山直子



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の
防止等の徹底について（通知）

今般、一部の学校において、社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とする事案が発生しました。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことと考えています。ついては、正しい情報に基づく適切な判断・行動をとっていただき、以下のQ&Aも参考に、改めて偏見や差別の防止の徹底に努めていただくようお願いします。

また、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。

なお、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24 時間子供SOSダイヤル」等を当省ホームページやSNS等を通じて周知していますので、適宜活用していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・学校再開に関するQ&A（子供たち、保護者、一般の方へ）【令和2年4月15日時点版】
問11（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html#q11
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月15日時点） 問24（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/content/20200415-mxt_kouhou02-000004520_01.pdf

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線2070）